

働き方
改革!

創業者・中小企業事業者でも
ここは押さえておきたい!!

労働時間管理と36協定

日時 **3/26日** 14:00~17:00 (開場13:30)

会場 **広島商工会議所ビル306号室 (3階)**

[住所] 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル3F

定員 **40名** 参加費 **無料**

対象 **従業員50人未満である事業所の経営者・人事労務担当者**

講師の紹介&タイムスケジュール

14:00~16:00 ~労務管理の基本~ 事業所がすべき届出等と労働時間把握

近年、働き方改革に向けた積極的な取組が求められるとともに、長時間労働やこれに起因する疾病に対する社会的関心が高まっています。そもそも、残業を行う際には届出が必要であり、また、昨年1月に定められたガイドラインにより、労働時間を適正に把握する必要がある、これらができていない場合には、労使トラブルに発展する可能性があります。一旦、これらの労働問題が生じると、行政指導を受けるだけでなく、民事訴訟につながる可能性があり、多大な時間・コスト・労力を要することになります。そこで今回は、労使トラブルを未然に防止するため、労務管理の基本について、わかりやすく解説します。

講師
特定社会保険労務士
中川 玲子

広島県・今治市雇用労働相談センター代表相談員
社労士事務所 Salac(サラック)代表



16:00~16:30 ~雇用指針の解説~

雇用ルールを分かりやすくまとめた「雇用指針」を用いて、労働者の採用などの労務管理について説明します。(雇用指針は国家戦略特別区域法第37条第2項に基づき国が作成したものです。)

講師
弁護士 **長谷川 栄治**

広島県・今治市雇用労働相談センター相談員
久笠法律事務所

16:30~17:00

労働問題に関して、日ごろから悩みや不安を感じておられる方の相談に、講師が個別にお答えします。また、当日のテーマ以外のことであっても、専門家である弁護士および社会保険労務士が丁寧に対応させていただきます。当日お時間の取れない方には、来所や個別訪問の予約を承りますので、お気軽にお申し出ください。

無料個別相談

hiELCC
HIROSHIMA + IMABARI Employment Labor Consultation Center

広島県・今治市雇用労働相談センター

広島県・今治市雇用労働相談センターは、個別労働紛争の未然防止を目的として、広島県・今治市国家戦略特区に基づいて設置された社会保険労務士・弁護士に無料で相談できるセンターです。

電話番号 **0120-540-690**

FAX **082-221-8882**

HP **http://hi-elcc.jp**

[住所] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5F [営業時間] 月曜~金曜 9:00~18:00 [休み] 土日、国民の祝日、年末年始

〈お申込み方法〉

下記のメールアドレス、もしくはFAXからお申込みください。

[Mail] **info@hi-elcc.jp**

[FAX] **082-221-8882**

※申込の際は、①会社名 ②氏名 ③電話番号 ④メールアドレス の記載をお願いいたします。

また、個別相談のご希望がありましたら、相談内容をご記載いただくとスムーズな対応が可能となります。

【個人情報取扱い】当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。